



福井県市町村職員共済組合

歯科健診を受けましょう！



全身の健康はお口の健康から！

歯周病は、歯に付着するプラーク（歯垢）の中の「歯周病菌」が繁殖し、歯茎に炎症を起こす細菌感染症です。

歯周疾患初期は自覚症状がほとんどなく、放置して悪化しがちです。重症化すると歯を支える骨が溶けて揺れはじめ、最終的には抜け落ちてしまいます。

また、歯周病はさまざまな全身の疾患のリスクになります。特に糖尿病とは強い因果関係が確認されており、両方同時に治療しないと治療効果が上がりません。

歯周疾患が重症化する前に、早めに歯科健診を受けて治療や予防を行い、元気な身体の根幹である歯の健康を維持していきましょう！

気になるところをチェック！

歯周病の現状と原因



歯周病の進み方



身体と歯周病の関係



メタボリック症候群と歯の健康



※福井県歯科医師会作成資料

「歯科健診助成事業」のご案内

- ★ 対象者：当年度中に27・33・36・45・55歳に達する組合員。
（受診日時点で当組合の組合員資格を有する者に限ります。）

- ★ 実施期間：令和8年7月1日～令和9年1月31日

- ★ 回数：1人1回

- ★ 費用：無料（歯科健診にかかる費用のみ助成します。）

※ 歯科健診以外の費用（下記参照）は自己負担となります。

- ・ 歯科健診後、引き続き行われた治療の費用
- ・ 定期的な歯科健診の費用（定期健診と歯科健診の内容が異なるため）
- ・ フッ素塗布、クリーニング、矯正 等

- ★ 実施場所：福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト中の歯科医院で受診できます。

受診方法は裏面をご覧ください

「歯科健診」の受け方

～ 歯科健診受診の流れ ～

歯科健診助成のご案内

宛名



←この部分が
「歯科健診質問票」
です

1 歯科医院に
電話で予約する

同封の「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」から希望する歯科医院を選び、電話で予約してください。

「市町村職員共済組合の歯科健診を受けます」とお伝えください。

※ ただし組合員資格を喪失した場合は受診できません。



2 「歯科健診質問票」
を記入する

「歯科健診質問票」に必要事項をすべて記入してください。

※宛名が記載されたA3用紙の左頁が「歯科健診質問票」です。



3 歯科健診を
受ける

必ず、次の（１）及び（２）をお持ちの上、受診してください。

（１）「歯科健診質問票・歯科健康診査票」

（２）「マイナ保険証」等

マイナ保険証をお持ちでない場合

・有効期限内の資格確認書

万一 医療機関でマイナ保険証カードリーダーが使用できなかった場合は、マイナ保険証及び資格情報のお知らせ又は資格情報通知書の提示で受診できます。

※「歯科健診質問票・歯科健康診査票」を紛失した場合は

再発行しますので、事前に当組合へご連絡ください。



福井県歯科医師会

当組合

所属所

4 受診結果を
受けとる

所属所を経由して、お口の健康アドバイスを記載した「歯科健診結果通知書」（個人情報保護のため封済み）が届きます。必要な場合は、再検査や治療を受けてください。

※「歯科健診結果通知書」のお届けは、受診後２～３か月程度となります。



当組合の「歯科健診助成事業」で歯科健診を受診した場合は、以下のすべてに同意したものとみなしますので、ご了承ください。

- ・ 健診をした歯科医院が福井県歯科医師会を通して、歯科健診の結果を共済組合に提供すること。
- ・ 共済組合が歯科健診の結果を保健事業（未治療者への受診勧奨や統計など）で使用する。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

福井県市町村職員共済組合 健康管理課

【TEL】0776-52-7301（直通）

この事業は、福井県歯科医師会にご協力いただいております。